

# 役員等報酬規程

社会福祉法人はつき会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はつき会（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬（以下「報酬」という。）、賞与及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、理事会、評議員会、監査等の会議等のみ出席する非常勤役員については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 評議員については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員に対する退職手当は、役員等して円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、役員退任後に引き続き職員として勤務する者は、その職員として退職した時点で支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める基本報酬及び役職手当（以下「報酬月額」という。）とし、各理事の具体的な金額については理事会が、監事については評議員会が決定した額
- (2) 賞与については、職員の給与・退職金規程に準じて支給するものとし、各理事の具体的な金額については、その役員の功績、法人の財政状況その他を勘案して、1会計年度内に報酬月額の6か月分を上回らない範囲において理事会が定

める支給率を乗じた額

- (3) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額を上限とし、各理事の具体的な金額については理事会が、監事については評議員会が決定した額

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬については、勤務形態に応じて支給するものとし、常勤役員の報酬月額に別表3に定める係数を乗じた額を上限とし、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事については評議員会が決定した額。

ただし、理事会、評議員会、監査等の会議等のみ出席する非常勤役員については、別表4に定める額、評議員については、別表5に定める額

- (2) 非常勤役員の退職手当については、別表6に定める算式により算出される額を上限とし、各理事の具体的な金額については理事会が、監事については評議員会が決定した額

(費用弁償)

第6条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 費用のうち、出張に要する旅費については、旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく報酬、賞与は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。ただし、理事会、評議員会、監査等の会議等のみ出席する非常勤役員については、当該会議等に出席した都度、支給する。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。また、3月に支給することができる。

- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れ

ば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 役員に対する報酬等の日割り計算については、次の各号による。ただし、理事会、評議員会、監査等の会議等のみ出席する非常勤役員を除くものとする。

(1) 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(2) 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、職員の例に準じて計算する。

(4) 本条第2号の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に100円未満の端数が生じたときには、切り捨てる。ただし、退職手当については1,000円未満を切り捨てる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、旧役員等報酬規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。

別表 1 (報酬月額)

(基本報酬)

区 分	月額 (万円)
理事長	74～118
理 事	66～83
監 事	53～65

(役職手当) 基本報酬の額に区分毎の率を乗じた額

区 分	率 (%)
理事長	19～24
理 事	16～20
監 事	10

別表 2 (常勤役員の退職手当)

最終報酬月額×役員等在職年数
----------------

- (1) 最終報酬月額とは、役員退任前の報酬月額及び同前1年間の賞与合計を12で除した金額の総額とし、職員として支給されたものを含む。(千円未満切り捨て)
- (2) 常勤役員等在職年数は、下表の合計(A)を12で除して計算する。(小数点第三位以下は切り捨て)
- (3) 常勤役員等在職年数の計算は、同役員等の退任までの期間とし、同退任後の期間は含めない。

役 位	常勤役員等在職月数①	役位係数②	功労係数③	補正後在職月数
理事長	(理事長在職月数)	3.0	1.0～2.0	①×②×③
理 事	(理事在職月数)	1.5	1.0～1.5	〃
監 事	(監事在職月数)	1.0	1.0～1.3	〃
役員に準ずる役位にある常勤職員	(役員に準ずる役位の在職月数)	0.2	1.0	〃
合計 (A)			(補正後在職月数の合計)	

※役員に準ずる役位にある職員とは、法人の参与、参事、施設長をいう。

別表 3 (非常勤係数)

区 分		率
常勤役員等の勤務時間に比べて非常勤役員等の勤務時間が概ね	4分の3以上	0.75
	2分の1以上4分の3未満	0.6
	4分の1以上2分の1未満	0.4
	4分の1未満	0.2
理事会、評議員会、監査等の会議等のみに出席の非常勤役員		0.1

別表 4（非常勤役員の報酬）

## (1) 理事

区分		日額
会議等のみに 出席の理事	理事会等会議への出席	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出席	無報酬

## (2) 監事

区分		日額
会議等のみに 出席の監事	監事監査等への出席	10,000円
	理事会等会議への出席	10,000円
	指導監査等への立会	10,000円
	上記のほか法人及び施設業務のための出席	無報酬

別表 5（評議員の報酬）

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	無報酬

別表 6（非常勤役員の退職手当）

最終報酬月額×役員等在職年数
----------------

※理事会、評議員会、監査等の会議等のみに出席の役員 of 最終報酬月額は、別表 7 に示す金額の支給があったものとみなす。

役位	非常勤役員在職月数①	役位係数②	非常勤係数③	補正後在職月数
理事長	(理事長在職月数)	3.0	別表 3 の通り	①×②×③
理事	(理事在職月数)	1.5	〃	〃
監事	(監事在職月数)	1.0	〃	〃
役員に準ずる 役位にある者	(役員に準ずる役位 在職月数)	0.2	〃	〃
合計 (B)			(補正後在職月数の合計)	

別表 7（みなし報酬月額）

役位	金額(円)
理事長	180,000
理事	130,000
監事	100,000